

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律 について

平成 25 年 6 月
農林水産省

1 改正の趣旨

我が国森林による二酸化炭素の吸收作用の保全及び強化の重要性に鑑み、市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施に関し、交付金の交付、地方債の特例等の支援措置を平成 32 年度まで引き続き講ずることとともに、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画の制度を設け、当該計画の実施に対し林業・木材産業改善資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 目的規定の改正

法目的について、我が国森林による二酸化炭素の吸收作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成 32 年度までの間における森林の間伐等の実施を促進することに改める。

(2) 特定間伐等の支援措置の延長

間伐等に要する経費に対する交付金の交付、地方債の起債の特例等の支援措置を平成 32 年度まで延長する。

(3) 都道府県知事による特定増殖事業計画の認定制度の創設

成長に優れた種苗の母樹の増殖で平成 32 年度までの間に行われるものに関する計画（特定増殖事業計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた生産事業者団体等に対し、以下の支援措置を講ずる。

- ① 林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の延長
- ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続免除

3 施行期日

平成 25 年 5 月 31 日 公布・施行

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 の一部を改正する法律の概要

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、

- ① 現行法では平成24年度までとなっている市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を、引き続き平成32年度まで措置
- ② 成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援する措置を新設

法案の概要

○ 現行法の概要

- ・ 京都議定書に基づいて平成20～24年における間伐及び造林（特定間伐等）の実施を促進するために平成24年度までの支援措置を規定。
- ・ 国が基本指針・都道府県が基本方針を策定し、市町村がこれに即して特定間伐等促進計画（実施主体、場所、時期を特定）を作成。
- ・ 市町村の計画に定められた特定間伐等について支援措置。
 - ① 国が市町村に交付金を直接交付
 - ② 森林整備事業の地方負担を地方債起債対象とする特例等



平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てるとともに、将来の枠組みを構築することを国際的に合意

支援措置の延長

- 二酸化炭素の吸収作用の保全を図るため、平成32年度まで支援措置を延長。

成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画制度（新規の措置）

- 将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画（特定増殖事業計画）を認定し、認定を受けた者に対して支援措置。

- ① 林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間を延長
(償還10年→12年、据置3年→5年)
- ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続を不要とする特例



期待される効果

森林吸収源の確保及び森林の適正な整備の推進

成長に優れた種苗の母樹の増殖について

平成32年以降の「将来枠組み」構想に向け、森林による二酸化炭素吸収作用の強化を図るため、成長に優れた種苗の母樹の増殖を促進する取組を新たに措置

成長に優れた種苗の母樹の増殖



・林業・木材産業改善資金の特例等を措置

民間事業者等を活用し、母樹の増殖の実施を促進
(民間事業者等は母樹を増殖して、種子・穂木を販売)

林業・木材産業改善資金の特例

母樹を増殖して種穂を販売するまで最短で5年間程度必要

通常

- ・ 母樹増殖のためのビニール温室、
かん水施設等の整備に必要な資金
- ・ 利息 無利子
- ・ 償還期間 10年
- ・ 据置期間 3年



特例

認定を受けた民間事業者等は、

- | | |
|--|------------|
| ・ 対象 | 変更なし |
| ・ 償還期間 | <u>12年</u> |
| ・ 据置期間 | <u>5年</u> |
| (母樹の増殖が終了し、種穂を販売
できるようになってから、資金の返
済開始) | |

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（抄）

○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的）

第一条 この法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成三十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もつて森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定間伐等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成三十二年度までの間に行われるものであつて、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

2 この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗（林

現 行

（目的）

第一条 この法律は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性に鑑み、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村が作成する特定間伐等促進計画に基づく間伐等に関する特別の措置を講じ、もつて森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であつて、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で平成三十二年度までの間に行われるものをいう。

3| この法律において「特定増殖事業」とは、特定母樹の増殖に関する事業であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 生産事業（林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする生産事業者団体等（同項に規定する生産事業者の組織する団体その他政令で定める者をいう。以下同じ。）が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として当該生産事業者団体等の構成員その他政令で定める者に配布するために実施する事業
- 二 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として生産事業者団体等に配布するために実施する事業
- 三 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂から配布の目的をもつて苗木を育成するために実施する事業

（基本指針）

第三条 農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならぬ。

（基本指針）

第二条 農林水産大臣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林（同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間

伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

二・三 （略）

四 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

五 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要な事項

3 基本指針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和するものでなければならない。

4 基本指針に定める第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項（特定間伐等に係る部分に限る。）は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならぬ。

5 (7) （略）

（基本方針）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内

第三条 都道府県知事は、基本指針に即するとともに、森林法第五条

第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して、当該都道

における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

し、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、第一号から第四号までに掲げる事項を定めれば足りる。

一～四 （略）

五 特定母樹の増殖の実施の促進の目標

六 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

七 特定増殖事業の実施方法に関する事項

八 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

3 基本方針に定める前項第一号から第四号までに掲げる事項は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（第九条第二項第三号において単に「地域森林計画」という。）に適合するものでなければならない。

4～6 （略）

第五条 （略）

（交付金の交付等）

第六条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハの施設の設置を含む。以下この条、次条第一項及び第十四条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしよう

府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 （略）

五 特定母樹の増殖の実施の促進の目標

六 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

七 特定増殖事業の実施方法に関する事項

八 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

3～5 （略）

第四条 （略）

（交付金の交付等）

第五条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハの施設の設置を含む。以下この条、次条第一項及び第八条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしよう

うとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

254 (略)

第七条・第八条 (略)

(特定増殖事業計画の認定)

第九条 基本方針（特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に定められた第四条第二項第七号に掲げる事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定増殖事業の目標
- 二 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項
- 三 地域森林計画の対象となつている民有林（森林法第五条第一項に規定する民有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。第四項において同

とするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

254 (略)

第六条・第七条 (略)

じ。）において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採面積

、伐採齡その他農林水産省令で定める事項

四 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）に関する事項

五 特定増殖事業の実施時期

六 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 当該特定増殖事業計画が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであること。

三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有し、かつ、林業種苗法第十条第三項第一号又は第二二号のいずれにも該当しないこと。

4 特定都道府県知事は、第二項第二号に掲げる事項を含む特定増殖事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に掲げる事項について、当該特定増殖事業計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならぬ。

5 特定都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。

(特定増殖事業計画の変更等)

第十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、当該認定に係る特定増殖事業計画を変更しようとするときは、特定都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業者が当該認定に係る特定増殖事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従つて特定増殖事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例)

第十一条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十ニ号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従つて特定増殖事業

を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2) 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第一項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（生産事業者の登録等の特例）

第十二条 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であつて、林業種苗法第十条第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなして、同法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第十三条第一項中「その住所地を管轄する都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第一項に規定する特定都道府県知事をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項並びに同法第十四条第二項中「その住所地を管轄する都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事」と、同法第十三条第三項中「及び同項第五号」とあるのは「並びに同項第五号及び第六号」と、同法第十五条第一項第三号中「第十条第三項第一号又は第三号」とあるのは「第十条第三項第一号」とする。

特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたとき、又は認定特定増殖事業者がその認定特定増殖事業計画について第十条第一項の認定を受けたときは、これらの認定に係る認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であつて、林業種苗法第十三条第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出をしなければならないものについては、同条第一項の規定により届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項の規定により届出をしたものとみなす。ただし、これらの者が同法第十条第一項の規定により特定都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けている者であるときは、この限りでない。

（伐採の届出の特例）

第十三条 第八条の規定は、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画（第九条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に従つて行う立木の伐採について準用する。

（国等の援助等）

第十四条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体及び認定特定増殖事業者に対し、当該特定間伐等及び特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（国等の援助等）

第八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体又は認定特定増殖事業者は、特定間伐等促進計画又は認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、独立行政法人森林総合研究所並びに

関係都道府県又は関係都道府県若しくは関係都道府県及び関係都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百一十八条）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて特定母樹を所有するものは、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（報告の徴収）

第十五条 特定都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定増殖事業者に対し、認定特定増殖事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科す

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体は、特定間伐等促進計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

る。

○農林水産省告示第二〇七二号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第三条第一項の規定に基づき、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針を次のとおり定めたので、同条第六項の規定に基づき、公表する。

平成二十五年 六月二十四日

農林水産大臣 林 芳正

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

本指針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成三十二年度までの間に行われるものであつて、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のもの（以下「特定間伐等」という。）及び特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であつて、成長に係

る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で平成三十二年度までの間に行われるもの（以下「特定母樹の増殖」という。）の実施を促進する措置を総合的に推進していくための基本的な指針として、法第四条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める基本方針（以下「基本方針」という。）の指針となるべきものを定めるものである。

第一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

略

二 特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

我が国の人造林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人造林も年々増加しつつあり、人造林面積に占めるおおむね五十年生以上のものの割合は、平成十九年時点では三十五パーセントであったが、平成二十九年には六十パーセント程度に増加すると見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれることから、将来にわたり我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強

化を図るためにには、再造林等による伐採跡地の適切な更新が必要不可欠であるとともに、再造林の際、従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用していくことが極めて重要である。

現在の我が国のスギやヒノキ等の主要な造林樹種の種苗の多くは、林木育種の事業によつて各地域の森林の中から選抜された優良木である第一世代の精英樹を母樹として、各地域において造成された採種園及び採穂園を採取源とする種穂を用いて生産されているところである。しかしながら、これらの採種園及び採穂園の多くは、首都圏等の一部の地域において近年新たに造成された花粉の生産量の少ない特性を有するスギ等を母樹として構成されたものを除き、造成されてから四十年以上が経過しており、母樹の高齢化による種穂の生産能力の低下が懸念されている。他方、独立行政法人森林総合研究所等において、スギ、ヒノキ及びカラマツの三樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代の精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代の精英樹の交配により得られた樹木の中からも、成長に係る特性の特に優れた第二世代の精英樹の選抜が進められてきたところである。また、これらの第二世代精英樹等については、材質に係る特性、花粉の発生量に係る特性等についても調査が進められてきたところである。

今後、伐採後の再造林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るために
は、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものを特定母樹として指定し
、その増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の新規の造成並びに既存の採
種園及び採穂園の母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務となっている。このため、全国森林計
画（森林法第四条第一項に規定する全国森林計画をいう。）に定める造林の計画量、造林用種苗に対する
多様なニーズの状況等を踏まえ、平成二十五年度から平成三十二年度までの八年間において、特定母
樹の増殖の実施を促進し、全国的に特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標とす
る。これにより、その後の十年間以内において、将来の人工造林において必要となる種苗について、特
定母樹から採取する種穂によつては生産ができない地域特有のニーズ等に応じたものを除き、特定母樹
から採取する種穂により生産することが可能となるよう、その生産体制を整えることを目指すものとす
る。

基本方針における特定母樹の増殖の実施の促進の目標は、以上のような特定母樹の増殖の実施を促進
する意義及び目標を踏まえ、各地域における将来の人工造林の面積の見通し等を踏まえつつ、将来の人

工造林に必要となる種苗について、地域特有のニーズ等に応じた種苗を除き、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、必要に応じ民間による取組を含め、特定母樹の増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標に掲げるものとする。この場合、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の地域全体での規模を示すことが望ましい。

第二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

略

第三 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

略

第五 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

一 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業（法第二条第三項に規定する特定増殖事業をいう。以下同じ。）において増殖する特定母樹は、増殖を行う地域の気候等に適した種類のものを選定するものとする。この際、採種園の整備を行う場合には、特定母樹間の近親交配による種子の能力の低下をできるだけ避けるとともに、異なる特

定母樹間の交配による種子の遺伝的多様性を一定程度確保する必要があることから、樹種毎に原則として、九種類以上の特定母樹を選定するものとする。

二 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、挿し木又は接ぎ木等の無性繁殖によるものとする。この際、特定母樹の種類が特定できるよう適正な管理のもとで繁殖を行う必要がある。

三 特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理

特定母樹を植栽する土地は、地形、周囲に生育する樹木の状況、林道等からの距離等の条件が、植栽する特定母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。特に、特定増殖事業において採種園の整備を行う場合には、特定母樹と交配を起こす可能性のある特定母樹以外の樹木から十分な距離を確保する等の措置を講ずる必要がある。

特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から適正な植栽間隔を確保することができるものとする。

植栽する特定母樹の管理は、種穂を早期に採取することができるよう特定母樹を育成するとともに、

種穂の採取が可能な時期に達した後は、毎年、安定した種穂の生産が図られるよう、下刈り、剪定、着花促進処理等を適切に実施するものとする。

四 特定母樹から採取する種穂の配布

特に優良な種苗が広く普及される必要があることから、特定母樹から採取する種穂の配布先については、地域の生産事業者が広く利用できるものとなるよう努めるものとする。この際、林業種苗法第十八条第一項の規定に基づく生産事業者表示票の表示義務及び同法第二十四条第二項の規定に基づく種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。

五 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期は、特定母樹の繁殖、特定母樹の植栽及び種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

六 都道府県知事等による技術的な支援

都道府県知事は、認定特定増殖事業者が適切に事業を実施することができるよう、基本方針における

特定増殖事業の実施方法に関する事項において、地域における特定増殖事業の実施方法等を具体的に示すものとする。この際、採種園の基本設計を示すとともに、採種園及び採穂園の整備及び管理に関する標準的な工程を示すことが望ましい。

また、独立行政法人森林総合研究所及び都道府県又は都道府県の林業試験研究機関（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）であつて特定母樹を所有するものは、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穗の提供に努めるとともに、当該所有する特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うよう努めるものとする。

七 林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定増殖事業者に対し、法の趣旨に沿つて林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金をいう。）の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定増殖事業者が当該特定増殖事業を実施するために必要となる

資金の確保に努めるものとする。

第六 その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

一 法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

法に基づく取組は、これ以外の取組であつて特定間伐等促進計画及び特定増殖事業計画（法第九条第一項に規定する特定増殖事業計画をいう。以下同じ。）に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることがから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、以下に掲げる事項に配慮することが適当である。

(1) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

略

(2) 特定母樹の増殖の実施の促進に寄与する取組

① 特に優良な種苗の普及の推進

森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図ること

もに、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体等に対し、特定母樹から採取する種穂により生産される種苗の普及に努めること。なお、国有林野事業及び水源林造成事業において造林を実施する際は、地域の実情等を勘案しつつ、特定母樹から採取する種穂により生産される種苗の植栽が適した場所については、これらの種苗を用いるよう努めること。

また、更なる優良種苗の確保に向けて、スギ及びヒノキ以外の樹種の第二世代精英樹の選抜並びにスギ及びヒノキの第二世代精英樹同士の人工交配により得られたものの中からの第三世代精英樹の選抜等の林木の育種の推進に努めること。

② 造林の低コスト化に向けた取組の推進

特定母樹が有する特に優れた成長に係る特性を活用し、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化、特定母樹から採取する種穂を用いたコンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化に向けた技術の確立及び普及の推進に努めること。

③ 多様なニーズに応じた優良種苗等の確保の推進

地域の特性等に応じた多様な森林の整備を図るため、特定母樹の増殖の実施の促進と併せて、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗、優良な広葉樹等の地域のニーズに応じた優良種苗等の確保の推進に努めること。また、人工造林に当たっては、それらの優良種苗等の活用を含め、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した種苗等の選定が行われる必要があることに留意すること。さらに、都市部を中心に社会的な問題となつていて花粉症の花粉の発生源対策の観点から、第一世代の精英樹の中から選抜された花粉の生産量の少ない特性を有するスギ等の種苗について、引き続き、生産の拡大及び普及に努めること。

二 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の連携

基本方針を策定した都道府県知事は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等又は特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、国等と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるよう努めること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン

平成20年6月13日 20林整整第328号
林野庁長官より各都道府県知事、
(独)森林総合研究所あて

一部改正：平成25年7月5日 25林整整第627号

第1 基本方針

1 基本方針の策定

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」と総称する。）を定めようとする都道府県知事は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（平成25年農林水産省告示第2072号。以下「基本指針」という。）において平成25年度から平成32年度の8年間に全国で年平均52万ヘクタールの間伐を実施すること及び全国的に特定母樹による種穂の採取源を整備することが目標として定められたこと、都道府県知事が基本方針を定めなければ管内の市町村が特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成できず、また、管内の民間事業者が特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成できないこと等に鑑み、可能な限り早期に策定することが望ましい。

2 基本方針の公表

法第4条第5項の規定に基づく基本方針の公表は、当該都道府県の事務所において縦覧に供すること、ホームページへの掲載、広報への掲載等により、可能な限り幅広い公衆の縦覧に供されるよう努めることが望ましい。

3 関係市町村長への通知等

法第4条第5項の規定に基づく基本方針の関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告は、関係行政機関等の円滑な協力・連携を図る観点から行うものであることから、基本方針の公表後可及的速やかに行うことが望ましい。

4 基本方針の変更

基本方針を定めた都道府県知事は、森林の現況、経済的・社会的条件の変動等に伴い、その内容を変更する必要があると認められるときは、法第4条第6項の規定により準用される同条第4項及び第5項の規定により当該基本方針を変更する必要がある。

第2 特定間伐等の実施の促進

略

第3 特定母樹の増殖の実施の促進

1 増殖する特定母樹の情報の提供

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、管内の民間事業者が特定増殖事業を円滑にできるよう、農林水産大臣が指定する特定母樹の中から地域に適したものを選択し、農林水産大臣が指定する特定母樹の指定番号、成長に係る特性等の当該特定母樹に係る情報をホームページへの掲載等により、速やかに提供することが望ましい。また、当該情報提供を行う際は、特定都道府県知事は、独立行政法人森林総合研究所等の特定母樹を所有する者と調整の上、当該特定母樹の種穂等の提供が可能な時期、価格、特定母樹の種穂等の提供に当たっての留意事項等の情報についても併せて提供することが望ましい。

2 特定増殖事業計画の記載事項

法第9条第1項の規定に基づき、特定増殖事業計画の認定を受けようとする者は、当該特定増殖事業計画を作成するに当たっては、以下に留意することが望ましい。

(1) 特定増殖事業の目標

特定増殖事業の目標の設定に当たっては、平成32年度までに整備する予定の採種園又は採穂園毎の特定母樹の植栽本数及び目標とする種穂の生産量を定量的指標を用いて具体的に記述することが望ましい。

(2) 特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項

① 特定母樹の種類

特定母樹の種類の記載に当たっては、農林水産大臣が指定する特定母樹の指定番号を樹種毎に記載することが望ましい。

② 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法の記載に当たっては、繁殖に使用する特定母樹の種穂又は苗木別の数量及び当該特定母樹の入手先となる当該特定母樹を所有する独立行政法人森林総合研究所等の者の名称、接ぎ木、挿し木その他具体的な繁殖の方法別の繁殖予定数量、繁殖するための施設等を明らかにすることが望ましい。

③ 特定母樹を植栽する土地の所在地

特定母樹を植栽する土地の所在地は、以下の事項に留意して選定すること

が望ましい。

イ 日当たりの良い場所を選定することにより、良質な種穂が生産しやすくなること。

ロ 林道等から近い場所を選定することにより、管理の効率性の向上を図ることができる。

④ 植栽する特定母樹の配置

特定母樹の配置に関する事項の記載に当たっては、整備を行う採種園又は採穂園の設計図を添付することが望ましい。また、特定母樹により構成される採穂園の整備を行う場合は、特定母樹を樹種毎に集植する等、種類毎の管理が容易な配置とすることが望ましい。

⑤ 植栽する特定母樹の管理

植栽する特定母樹の管理に関する事項の記載に当たっては、特定母樹の植栽、育成、樹形誘導、着花促進、種子採取、整枝剪定等の作業種等について具体的な方法を明らかにすることが望ましい。

(3) 地域森林計画対象森林内における特定母樹の植栽に伴う立木の伐採を行う場合の伐採する森林の所在場所

法第9条第2項第3号に規定する場合にあっては、伐採する森林の所在場所の記載に当たっては、字及び地番並びに林班及び小班等により具体的に特定するとともに、図面において当該区域を具体的に明らかにすることが望ましい。

(4) 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）

特定母樹から採取する種穂（配布のためにする苗木の育成を含む。）の配布に関する事項の記載に当たっては、種子、穂木又は苗木の種別毎に配布の予定時期、配布の予定先及び予定数量を明らかにすることが望ましい。

また、特定母樹から採取する種穂を用いて、自ら苗木を育成し、配布する場合にあっては、苗木の育成の場所及び苗畠等の面積を明らかにすることが望ましい。

(5) 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期の記載に当たっては、事業を開始する年月日から、事業を終了する年月日までを明らかにするとともに、特定母樹の繁殖、植栽、育成、種穂の採取、種穂又は苗木の配布等の作業工程毎の予定実施時期を明らかにすることが望ましい。

(6) 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の記載に当たっては、必要となる施設・作業等の種類毎に資金調達先別の金額を明らかにする

ことが望ましい。

3 特定増殖事業計画の認定等

特定都道府県知事は、特定増殖事業計画を作成しようとする者に対し、必要な助言等を行うことが望ましい。

4 特定増殖事業の実施

(1) 特定母樹を所有する者への確認等

特定都道府県知事は、法第9条第1項又は法第10条第1項の認定を行おうとするときは、法第9条第2項第2号から第6号までに掲げる事項が特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであるか否かを確認するに当たり、増殖が予定されている特定母樹を所有する独立行政法人森林総合研究所等の者に対し、種穂等の提供の可否の確認等を行うことが望ましい。

(2) 技術的能力その他の能力の確認

特定都道府県知事は、特定増殖事業計画の認定を受けようとする者が、当該特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有しているか否かを確認するに当たり、必要に応じてヒアリング等を行うことが望ましい。

(3) 特定母樹の種類の厳格な管理

法第9条第1項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、特定増殖事業の実施に当たって、特定母樹の種類が特定できるよう、種類の表示等の厳格な管理を行うことが望ましい。

(4) 生産事業者表示票の表示義務等の遵守

認定特定増殖事業者が、当該認定に係る特定増殖事業計画に従い、植栽した特定母樹から採取した種穂又は当該種穂を用いて育成した苗木を配布する際には、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条第1項の規定に基づき、生産事業者表示票を表示する必要があるが、当該表示票においては、林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号）第21条第5号の都道府県知事が種苗につき特に定めているその他の表示事項として、種穂の指定採取源の名称についても記載することが望ましい。

また、種穂又は苗木を配布する際には、林業種苗法第24条第2項の規定に基づき、種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。

(5) 育種母樹及び育種母樹林の指定

特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画に従い、認定特定増殖事業者が植栽した特定母樹について、林業種苗法第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林又は育種母樹として指定することが望ましい。

この場合において、特定都道府県知事は、指定した育種母樹林又は育種母

樹毎に、当該育種母樹林又は育種母樹が特定母樹により構成されたものであることが分かるような名称の設定を行うことが望ましい。

(6) 独立行政法人森林総合研究所等の支援

特定都道府県知事は、法第14条第3項の支援が円滑に行われるよう、特定増殖事業計画を認定又は変更の認定をした際は、特定母樹を所有する独立行政法人森林総合研究所等の者に対し、当該認定又は変更の認定を行った旨、特定母樹を増殖するために必要な種穂の数量等の情報を提供することが望ましい。

また、独立行政法人森林総合研究所、都道府県の林業試験研究機関等は、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹の繁殖、採種園及び採穂園の造成、種子の貯蔵等に関する技術の提供等の必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 特定増殖事業計画の変更等

法第10条第3項の規定に基づき、特定都道府県知事が、認定増殖事業計画の変更の指示を行う場合は、当該指示の理由を付すとともに、変更後の認定増殖事業計画の内容が適切なものとなるよう助言、指導等を行うことが望ましい。

6 生産事業者の登録等の特例

(1) 認定特定増殖事業者の登録簿への記録

法第12条第1項の規定により林業種苗法第10条第1項の規定による登録を受けたものとみなされる場合に、登録証（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成20年農林水産省令第37号）第7条の登録証をいう。以下同じ。）の交付等にあたり必要となる事項（林業種苗法第10条第2項第1号から第5号までに掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日をいう。）の記録については、管理の効率、閲覧者の便益等の観点から、特定都道府県知事は、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第2条の生産事業者登録簿（以下「生産事業者登録簿」という。）に登載して行うことが望ましい。

(2) 登録証の交付及び備付け等

① 登録証の備付け

登録証の交付を受けた認定特定増殖事業者は、当該登録証等を備え付けなければならない。

② 登録証の書替交付

特定増殖事業を実施しようとする者が法第9条第1項の認定を受けたこと、又は認定特定増殖事業者が法第10条第1項の認定特定増殖事業計画の変更の認定を受けたことに伴い、登録証の記載事項に変更を生じたときは、特定都道府県知事は、その書替交付を行う必要がある。

③ 認定特定増殖事業計画の変更の認定又は取消しに伴う登録簿の訂正又は抹消

特定都道府県知事は、法第10条第1項の規定により認定特定増殖事業計画の変更の認定を行うときは、(1)に掲げる事項を生産事業者登録簿（以下「生産事業者登録簿」という。）に登載した場合において、生産事業者登録簿等の(1)の記録の訂正を行い、同条第2項若しくは第3項の規定により認定の取消しを行うときは、生産事業者登録簿等の(1)の記録の当該認定増殖事業者に係る登載事項を抹消するよう留意することが適当である。

(3) 生産事業者表示票の表示義務等

特定増殖事業を行う者は、林業種苗法第18条の規定に基づき、生産事業者表示票の表示義務等を負い、同法第26条の規定に基づき、帳簿の備付け義務を負う。

7 その他の留意事項

認定特定増殖事業計画に従って配布された種穂若しくは当該種穂により育成された苗木の配布を受けた林業種苗法第2条第2項に規定する生産事業者（特定増殖事業を実施する者以外の者を含む。）が、当該種穂若しくは苗木を用いて育成した苗木の配布を行う際、又は同条第2項に規定する配布事業者が、当該種穂若しくは苗木の配布を行う際には、同法第18条第1項又は第2項の規定に基づく生産事業者表示又は配布事業者表示票において、林業種苗法施行規則第21条第5号の都道府県知事が種苗につき特に定めるその他の表示事項として、種穂の指定採取源の名称についても記載することが望ましい。

第4 様式例

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別紙様式1から5までのとおり様式例を示す。

付則 改正後のこの通知は、施行の日から効力を有する。

特定母樹の応募要領について

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第2条第2項において、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖の実施の促進を図ることとされています。

特定母樹の指定の候補となる樹木を下記により募集します。

記

1 募集の対象となる樹木

特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたもの（具体的な基準は、別紙1の募集基準によります。）で、林業種苗法第2条第1項の政令で定める樹種（スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、リュウキュウマツ）であること。

2 募集について

（1）応募方法及び募集期日

① 林野庁研究指導課宛て郵送により提出してください。

【提出先】〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 林野庁研究指導課

② 第1回目の指定分は平成25年7月26日（金）までに提出（必着）してください。その後の指定は随時受付を行い、応募状況を勘案し定期的（年1回以上）に指定を行っていきます。

（2）応募書類

別紙2の様式にご記入ください。

（3）応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

（4）問い合わせ先

林野庁研究指導課 TEL：03-6744-2312 FAX：03-3502-2104

3 選定方法

特定母樹となる樹木の選定は、別紙1の募集基準に基づき、外部専門家（大学などの研究者等）で構成される検討会の意見を聞いた上で行います。

応募者に、追加資料等の提出や別途ヒアリングをお願いする場合があります。

また、検討会の外部専門家の所属、氏名等は特定母樹の指定後、ホームページで公表します。ただし、応募書類に記載された個人情報を保護する等の観点から、選定経過や選定理由は公表しません。

4 指定の手続き等

(1) 特定母樹の指定手続き

特定母樹として指定された樹木は、官報に告示します。

(2) 応募者への指定適否の通知

大臣が特定母樹を指定する際、それまでに応募のあった申請樹木について指定の適否を通知します。

(3) 特定母樹指定後の管理等

①林野庁

特定母樹のデータ（指定番号、樹種、本数、場所、所有者、増殖に適した地域・環境、成長や雄花着花性等に係るデータ）については、ホームページに掲載するとともに各都道府県に提供します。

②所有者等

特定母樹の種穂の配布に供せられるよう、所有する特定母樹の適切な育成・保存に努めるものとします。

別紙1

特定母樹募集基準

特定母樹を指定するに当たっては、以下の調査方法により成長量、材質（剛性等、幹の通直性）及び雄花着花性（スギ、ヒノキの場合）を調査し、評価基準を満たすものの中から選定することを基本とする。

なお、特定母樹の指定を受けようとする個体（以下「候補木」という。）を交配親とする種間雑種の成長が特に優れている場合、種間雑種を対象木として成長量、材質（剛性等、幹の通直性）及び雄花着花性（スギ、ヒノキの場合）を調査し、本評価基準と同等の特性を有すると評価できる場合は、審査の上交配親を特定母樹に指定することができる。

1. 成長量（全樹種）

[評価基準]

候補木又は候補木のクローン（以下「候補木等」という。）について、概ね10年生から20年生の間における特定の年次での単木材積が、候補木等と環境及び林齡が同様の在来の系統の単木材積の概ね1.5倍以上であることを基準とする。

※成長量の単位として、材積に変えて炭素固定量とすることができる。

[調査対象木]

候補木等及び、対照として候補木等と環境及び林齡が同様の在来の系統の単木（10個体以上）を調査対象とする。

[調査方法]

調査対象木について、適切な測定器具を用いて、樹高を10cm単位、胸高直径を1cm単位で測定する。

[調査結果のとりまとめ]

調査対象木について、樹高と胸高直径の値から単木材積を立木幹材積表東日本編、西日本編（林野庁計画課編、日本林業調査会）に掲載されている材積式により計算する。

2. 剛性等（全樹種）

[評価基準]

候補木等の剛性の指標となる測定値が、環境及び林齡が候補木等と同様の林分の個体の平均値と比較して優れていることを基準とする。

[調査対象木]

候補木等及び、対照として環境及び林齡が候補木等と同様の林分に生育する成長が平均的な個体（10個体以上）を調査対象とする。なお、調査時の林齡は原則として10

年生以上とする。

[調査方法]

調査対象木について、適切な測定器具を用いて測定する。例えば、FAKOPP で測定する場合、胸高部位を含む上下の長さ 1 m 区間の樹幹で、斜面の等高線方向に 2 箇所を選びそれぞれ 3 回以上応力波伝搬速度を測定する。

[調査結果のとりまとめ]

測定した値を個体ごとに平均して、当該個体の測定値とする。また、対照とした個体（10 個体以上）の平均値を計算する。

3. 幹の通直性（全樹種）

[評価基準]

候補木等の幹の通直性は、曲がりが全くないか、若しくは曲がりがあっても採材に支障がないものであることを基準とする。なお、基準に適合するかの判断は、写真により行う。

[調査対象木]

候補木等を調査対象とする。

[調査方法]

調査対象木について、一番玉部の幹の形状がわかるように測竿を当て、2 方向からの写真を撮影する。

4-1. 雄花着花性（スギ）

（1）評価基準

候補木等について、一般的なスギの花粉量の概ね半分以下となることを基準とする。具体的には、自然着花調査の場合では、（3）による調査の結果、総合指数が 2 以下でかつ候補木等の周辺の林齢の近い一般的なスギの総合指数以下であること、ジベレリン処理による場合では、（4）による調査の結果、総合指数が 3・4 以下となることを基準とする。

（2）評価方法

- ① 候補木等の樹齢が 15 年以上の場合・・自然着花調査又はジベレリン処理による調査を行う。なお、自然着花調査は複数年行う。
- ② 候補木等の樹齢が 15 年未満の場合・・ジベレリン処理による調査を行う。

（3）自然着花調査の場合

[調査対象木]

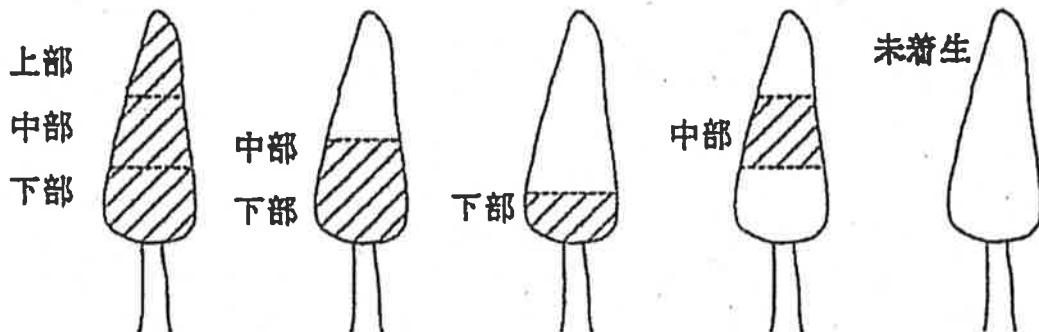
候補木等及び、対照として候補木等が植栽されている場所の周辺の林齢の近い一般的なスギ（10 本以上）を調査対象とする。

[調査時期]

調査は10月から開花期までに行う。

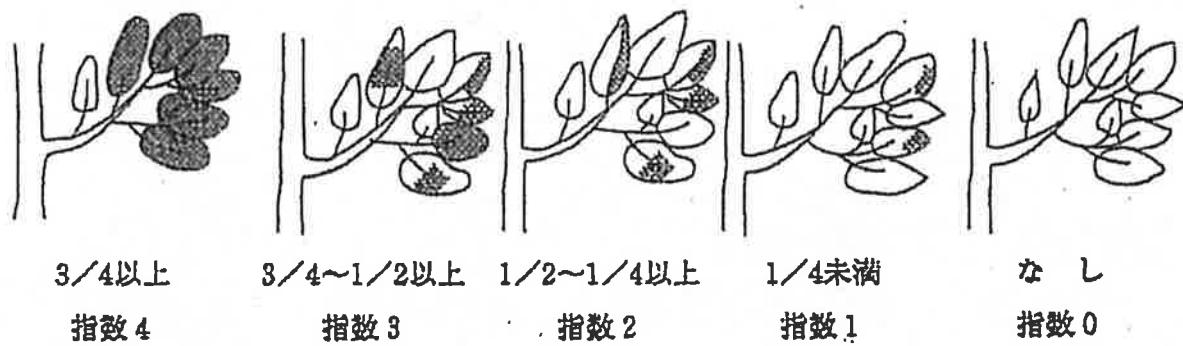
[調査方法]

- ① 調査を行う個体の樹幹を上部、中部、下部に区分する。



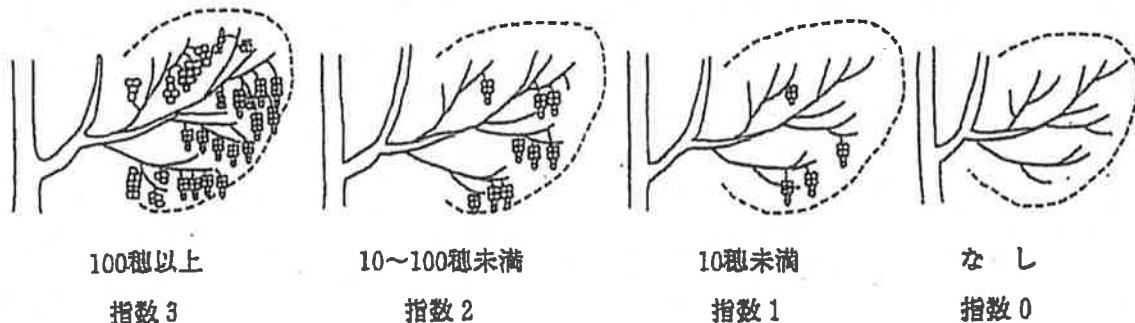
- ② 樹幹のそれぞれの部位について下図を参考に目視により、雄花の着生している枝の割合を以下の基準で5階に区分する。

4 : 3/4以上、3 : 1/2以上 3/4未満、2 : 1/4以上 1/2未満、1 : 1/4未満、0 : なし



- ③ 樹冠のそれぞれの部位について、1枝当たりの雄花の着花数を以下の基準で4段階に区分する。

3 : 100穂以上、2 : 10穂以上 100穂未満、1 : 10穂未満、0 : 着生なし



- ④ 雄花着生枝の割合と枝当たりの雄花着生数の指標を個体ごとに集計し、次の基準で5段階の総合

指数値に区分する。

総合指数	着生割合合計	着生数合計
5	: 12~10	9~8
4	: 9~7	7~5
3	: 6~4	4~3
2	: 3~1	2~1
1	: 0	0

注) 個体ごとの着生割合、着生数のそれぞれの合計値から区分される総合指数は、通常同じ指数値となる。仮に同じ指数値とならなかった場合は、それぞれの合計値から区分される総合指数のうち、小さい方の値を用いることとする。

[調査結果のとりまとめ]

- ・候補木等について総合指数を計算する。候補木等が複数の場合は総合指数の平均値を候補木等の総合指数とする。
- ・対照とした個体について総合指数の平均値を計算し、その値を一般的な個体の総合指数とする。

(4) ジベレリン処理による調査の場合

[調査対象木]

候補木等を調査対象とする。

[処理時期及び調査時期]

- ・ジベレリン処理は、6月下旬から7月中旬の間に実施し、個体当たり平均的な3本の枝を利用する。
- ・雄花着花量の調査は10月から開花期までに行う

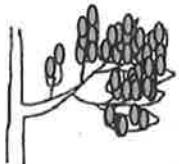
[調査方法]

調査を行う個体ごとに、処理をした3枝について、下図を参考に1枝当たりの雄花着生の範囲と総量を目視により、次の基準で5段階に区分する。

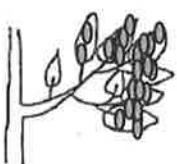
指数	雄花の着生状況
5	雄花の着生範囲が広く、着生量が非常に多い
4	雄花の着生範囲が広く、着生量が多い
3	雄花の着生範囲、着生量とも中程度
2	雄花の着生範囲が狭く、着生量が少ない
1	雄花の着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない

注) 雄花の着生範囲が広く着生量が少ないものや、雄花の着生範囲が狭く着生量が多いものは、枝全体の雄花の総量で判断する。

指数5 着生範囲が広く、着生量が非常に多い



指数4 着生範囲が広く、着生量が多い



指数3 着生範囲、着生量とも中程度



指数2 着生範囲が狭く、着生量が少ない



指数1 着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない



[調査結果のとりまとめ]

候補木等について3枝の指標の平均値を計算し、その値を総合指標とする。

4-2. 雄花着花性（ヒノキ）

（1）評価基準

候補木等について、一般的なヒノキの花粉量の概ね半分以下となることを基準とする。具体的には、自然着花調査の場合では、（3）による調査の結果、総合指標が1.7以下でかつ候補木等の周辺の林齢の近い一般的なヒノキの総合指標以下であること、ジベレリン処理による場合では、（4）による調査の結果、総合指標が2.8以下となることを基準とする。

（2）評価方法

- ① 候補木等の樹齢が15年以上の場合・・自然着花調査又はジベレリン処理による調査を行う。なお、自然着花調査は複数年行う。
- ② 候補木等の樹齢が15年未満の場合・・ジベレリン処理による調査を行う。

（3）自然着花調査の場合

[調査対象木]

候補木等及び、対照として候補木等の周辺の林齢の近い一般的なヒノキ（10個体以上）を調査対象とする。

[調査時期]

調査は10月から開花期までに行う。

[調査方法]

- ・調査を行う個体の陽樹冠を構成する枝の中から平均的な太さの枝3本を選び切り落とす。
- ・3本の枝について、下図を参考に1枝当たりの雄花着生の範囲と総量を目視により、

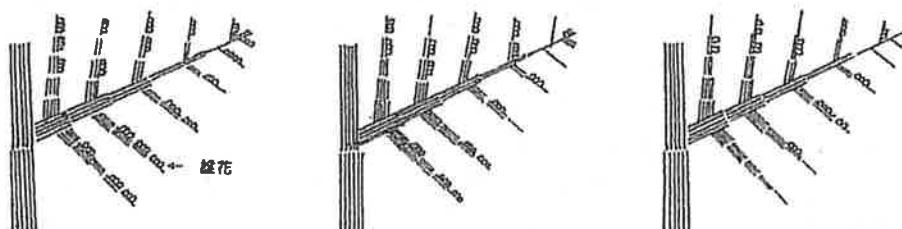
次の基準で 5 段階に区分する。

指数

雄花の着生状況

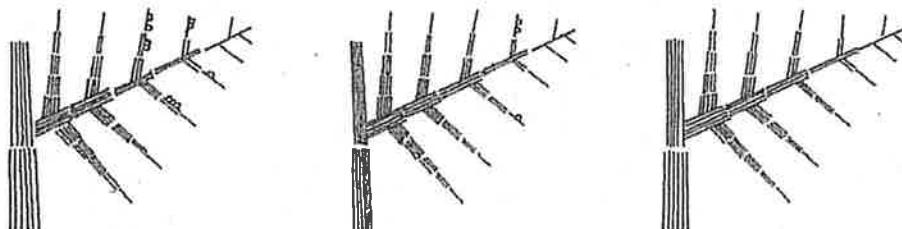
- | | |
|---|---------------------------|
| 5 | 雄花の着生範囲が広く、着生量が非常に多い |
| 4 | 雄花の着生範囲が広く、着生量が多い |
| 3 | 雄花の着生範囲、着生量とも中程度 |
| 2 | 雄花の着生範囲が狭く、着生量が少ない |
| 1 | 雄花の着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない |

指數 5 着生範囲が広く、着生量が非常に多い。 指數 4 着生範囲が広く、着生量が多い。 指數 3 着生範囲、着生量とも中程度。



指數 2 着生範囲が狭く、着生量が少ない。

指數 1 着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない。



[調査結果のとりまとめ]

候補木等及び対照とした個体について 3 枝の指標の平均値を計算し、その値を各総合指標とする。

(4) ジベレリン処理による調査の場合

[調査対象木]

候補木等を調査対象とする。

[処理時期及び調査時期]

- ・ジベレリン処理は、7月中旬から8月中旬の間に実施し、個体当たり平均的な3本の枝を利用する。
- ・雄花着花量の調査は10月から開花期までに行う。

[調査方法]

処理した枝において、ヒノキの自然着花調査の場合に準じて各枝の1枝当たりの雄花の着生範囲と総量を評価する。

[調査結果のとりまとめ]

候補木等について3枝の指標の平均値を計算し、その値を総合指標とする。

5 留意事項

本基準の調査の考え方方に合う既存のデータがある場合は、そのデータをもって調査に代えることができる。

本基準と異なる調査方法であっても、評価基準を満たすことを明確に説明できる場合は当該調査方法を採用することができる。